

自立支援給付によるサービス

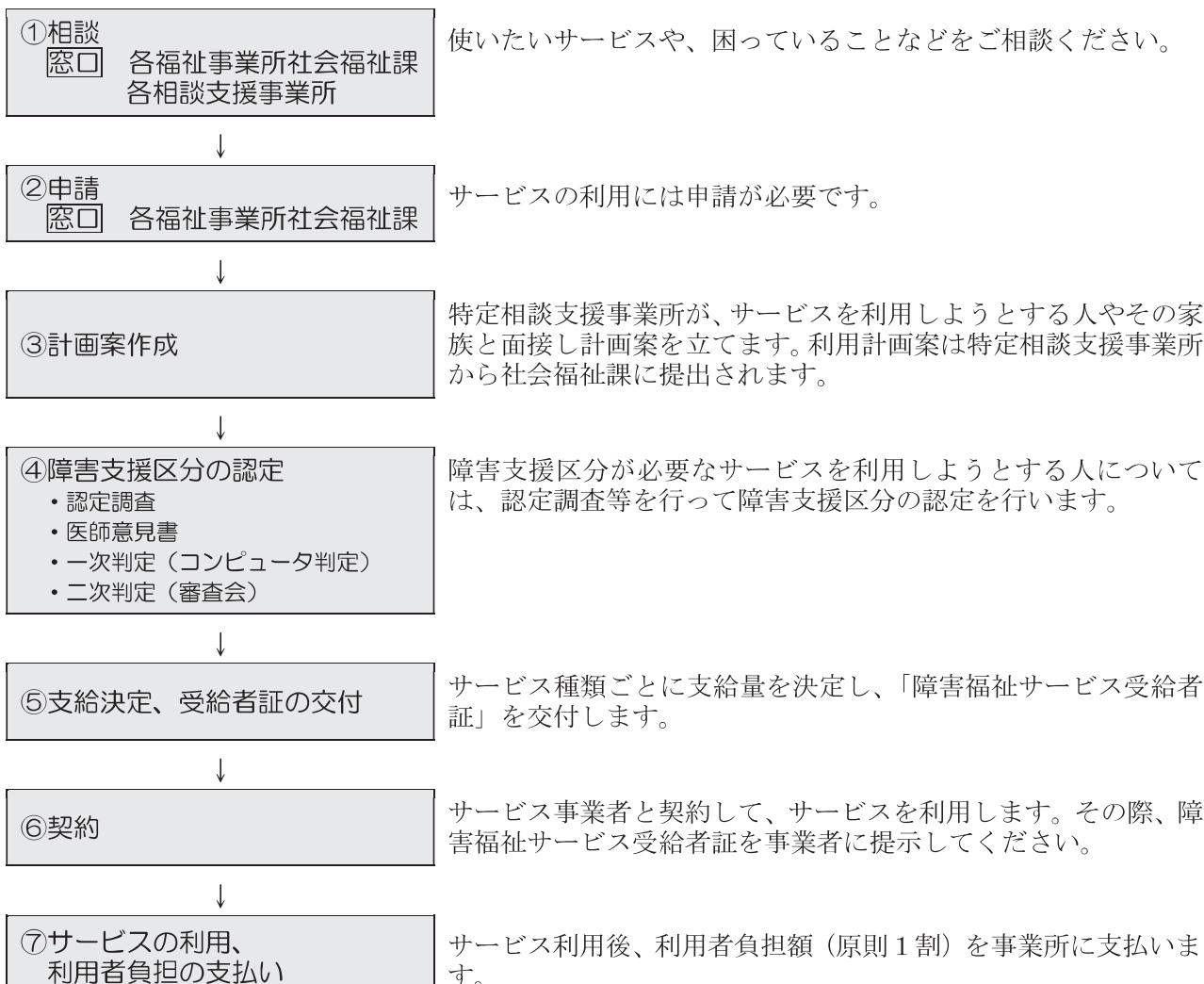
障害者総合支援法により障がいのある人が自らサービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と利用契約を結ぶことで、サービスを受けることができます。ホームヘルプサービス・ショートステイなど、各種サービスを受ける場合、支給量（ホームヘルプサービスなどを受ける時間数や施設利用の日数等）が記載された受給者証が必要となります。事前に下記の窓口へご連絡ください。

※各サービス事業所の一覧は、浜松市ホームページ等でご確認ください。

ホームページのURLは、P83をご覧ください。

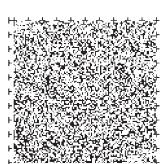
- 手続………申請書類の提出（支給量等を決定するための面接が必要です。）
- 費用………利用料の1割（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）
- 窓口………各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

障害福祉サービス等利用のための手続き



※訓練等給付（共同生活援助に係るものであって、入浴、排せつ、食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型の利用を希望する場合を除く）のみを希望する人もしくは18歳未満の人については、④障害支援区分の認定は不要ですが、各福祉事業所社会福祉課職員等による調査を受ける必要があります。

※複数の事業所を利用する場合等については、費用（利用料の1割）が負担上限月額を超えないように事業所間で管理するため、上限額管理の届出が必要となる場合があります。



介護給付

●居宅介護（ホームヘルプ） 身 知 精 児（区分1以上）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●重度訪問介護 身 知 精（区分4以上）

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

●行動援護 知 精 児（区分3以上）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

●同行援護 視 児

視覚に障がいがある人の外出支援を行います。

●重度障害者等包括支援 身 知 精 児（区分6）

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

●短期入所（ショートステイ） 身 知 精 児（区分1以上）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●療養介護 身 知 精（区分6、一定の医療的ケアを必要とする者または進行性筋萎縮症患者もしくは重症心身障害者は区分5以上）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

●生活介護 身 知 精（区分3以上、50歳以上は区分2以上）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

●施設入所支援 身 知 精（区分4以上、50歳以上は区分3以上）

施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

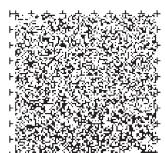
地域相談支援給付

●地域移行支援 身 知 精

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居の確保等必要な支援を行います。

●地域定着支援 身 知 精

居宅において単身等により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。



訓練等給付

●自立訓練（機能訓練・生活訓練） 身 知 精

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労移行支援 身 知 精

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労継続支援 A型・B型 身 知 精

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労定着支援 身 知 精

就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労の継続を図るため、関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる生活上の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。

●自立生活援助 身 知 精

居宅における生活上の問題につき、定期的な巡回等により状況を把握し、情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等により自立した生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

●共同生活援助(グループホーム) (介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 身 知 精

主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障害支援区分と利用できるサービス

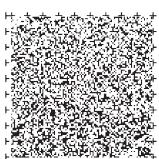
介護給付等の福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。
※着色部分が利用できる障害支援区分です。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護						
重度訪問介護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						
短期入所						
療養介護					※1	
生活介護		※50歳以上は区分2から				
施設入所支援			※50歳以上は区分3から			
共同生活援助(グループホーム)	介護サービス包括型 ※2					
	日中サービス支援型					
	外部サービス利用型 ※3					

※1 進行性筋萎縮症患者、重症心身障害者又は一定の医療的ケアを必要とする者は区分5から

※2 介護の提供を受ける場合は区分1から

※3 介護の提供を受ける場合は区分2から



児童福祉法に基づく発達に課題のある児童に対する支援

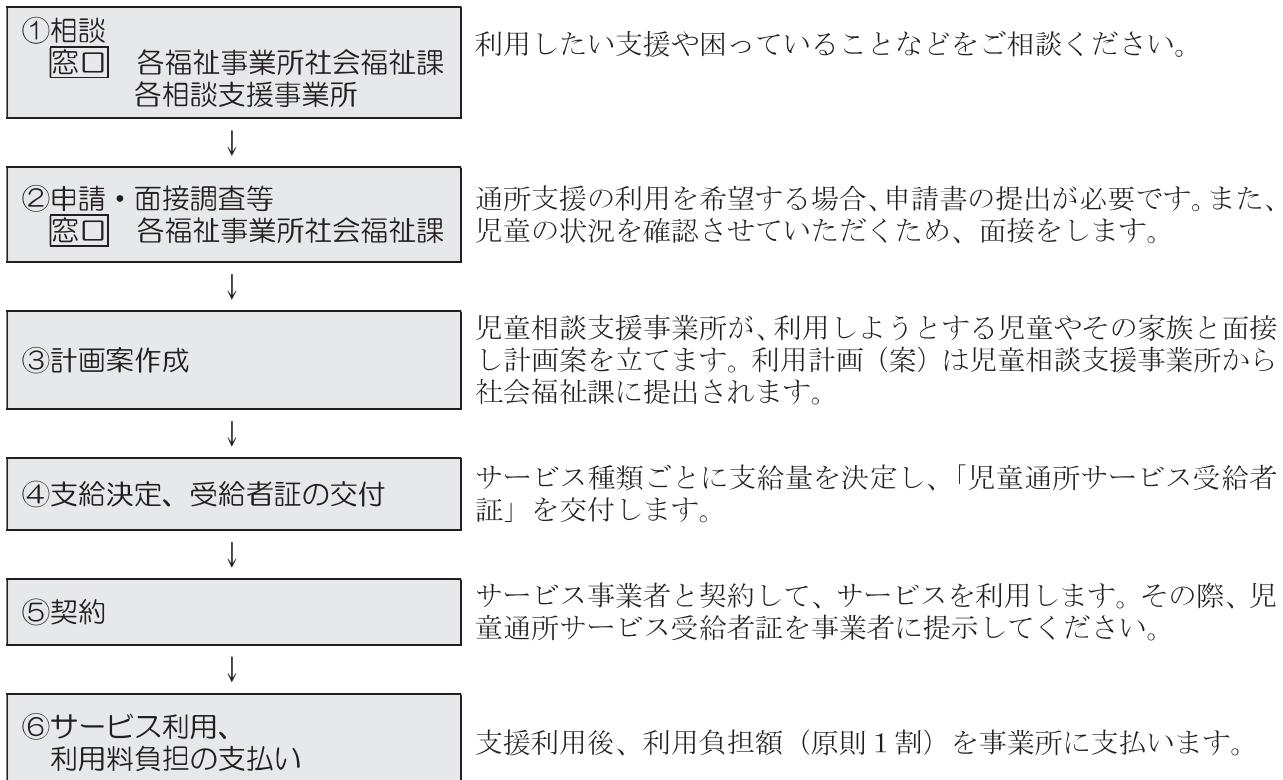
児童福祉法に基づく発達に課題のある児童の保護者は、児童に適したサービスを選択し、サービスを提供する事業所と利用契約を結ぶことにより、支援を受けることができます。児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を受ける場合、支給量（児童発達支援事業を受ける日数等）が記載された受給者証が必要になります。事前に下記の窓口へご連絡ください。

※各サービス事業所の一覧は、浜松市ホームページ等でご確認ください。

ホームページのURLは、P83をご覧ください。

- 手続………申請書類の提出（支給量を決定するための面接が必要です。）
- 費用………利用料の1割（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）
- 窓口………各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

●利用のための手続き



※複数の事業所を利用する場合等については、費用（利用料の1割）が負担上限月額を超えないように事業所間で管理するため、上限額管理の届出が必要となる場合があります。

高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等・補装具・介護保険サービス（障害福祉サービスとともに利用している人の利用分に限る）の利用者が複数いるときなど、1か月の間に支払った利用者負担額を合算して負担上限月額を超えた場合は申請によってその超えた分が支給されることがあります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

